

本州四国連絡高速道路（株）入札監視委員会 審議概要

| | | |
|----------------------|--|------------------------------|
| 開催日及び場所 | 平成27年2月27日（金） 本社11F 会議室 | |
| 出席委員 | 小林 秀一（弁護士） 白土 博通（大学教授） 泉水 文雄（大学教授） | |
| 審議対象期間 | 平成26年4月1日～平成26年9月30日 | |
| 抽出案件 | 抽出案件 3 件 | （備考） |
| 条件付一般競争 | 1 件 | ・平成26年度磁気カード方式料金 收受機器更新工事 |
| 条件付一般競争 | 1 件 | ・平成26年度神戸管内伸縮装置取 替工事 |
| 指名競争 | 1 件 | ・櫃石島高架橋耐震補強工事（その 1） |
| | 意見・質問 | 回答 |
| 委員からの意見・質問、それに対する応答等 | ・別紙のとおり | ・別紙のとおり |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 | ・別紙のとおり | ・別紙のとおり |

| 意見・質問 | 回答（説明を含む） |
|---|--|
| <p>①入札方式別発注業務について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし <p>②指名停止等運用状況について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし <p>③条件付一般競争（平成26年度磁気カード方式料金收受機器更新工事）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本契約について、設計金額及び更新周期の妥当性について確認したい。また、参加者が1者のみであるが、この種の工事への新規参入を阻むような競争参加要件となっていないか、という点についても確認したい。 ・同種工事は過去10年の間に経験があればよいという要件であるが、前述の更新周期と関係があるのか。 ・機器の保守点検は、誰が実施しているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・設計金額の算出については、数者から見積りを徴収し、金額を設定している。更新周期は、標準耐用年数を8年とし、運用状況から機器の延命を図ることで概ね10年としている。 競争参加要件については、料金收受機器の特性を考慮しつつ、競争性を確保するように設定している。 ・更新周期とは関係なく、本件以外の他工種においても、過去10年間を基本として、その間の実績を求めているものである。ただし、工種と工事内容によって年数を変更することもある。 ・グループ会社が実施している。 |
| <p>④条件付一般競争（平成26年度神戸管内伸縮装置取替工事）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該装置の更新周期を教えてください。 ・入札結果について、5者が入札に参加し、1回目の入札で5者とも予定価格を上回っていたため、2回目の入札を行ったが、ここで2者が辞退している。この理由はなぜか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・経年劣化、損傷等が生じた場合、必要の都度更新している。 ・1回目の入札金額を下回る金額では受注できないということで、2回目の入札を辞退しているものと考えられるが、入札者側の都合もあり、判断しかねるところである。 |

⑤指名競争（櫃石島高架橋耐震補強工事（その1））

・不調又は不落により、条件付一般競争から指名競争に移行したものであるが、その流れについて教えて頂きたい。

・指名競争に移行した際、従前の条件について変更等を行ったのか。

・本工事における品質確保については、何を担保としているのか。

・本工事では、なぜ不調又は不落が続いたのか。

・施工計画の提出を求めないとのことであるが、特段の支障はないか。

・工期を短縮し、条件を変えて再度広告したということであるが、契約自体は短縮前の工期で締結し、施工自体は工期を短縮して施工してもらえばよかったのでは。

・地理的条件をより広げていけば、入札参加者も増えていたのではないか。

・過去、3回の条件付一般競争を行ったが、参加者がなかったため、当社規定に基づき指名競争へ移行したものである。

・条件付一般競争として3回目に広告した際、競争参加要件のうち、求める同種工事の施工実績について緩和し、工期を短縮した。その後指名競争に移行した際も、同条件により指名した。指名競争に移行したことで、技術提案(施工計画)の提出が不要となり、業者側の負担も軽くなっていると思料する。

・本指名競争においては、過去に同種工事の施工実績を有する業者を指名の相手方として選定しており、実績を有する業者に施工させることで、品質を確保できるものと判断している。

・参加意志のあった業者にアンケート調査にご協力頂いた結果、工期が長く、技術者を配置する事が困難であるという回答が多かった。このため、前述のとおり、指名競争に移行した際に工期を短縮するよう配慮している。

・現状では特に支障はない。

・入札広告においては短縮前の工期を示さなければならないため、業者側も入札広告を見て参加を敬遠したものであることから、契約まで至らなかったものと思われる。

・本件については、瀬戸内周辺企業ということで、大阪府、兵庫県、徳島県、岡山県、香川県、広島県、愛媛県及び高知県において、本社、支社又は営業所を設けている企

